

# 住所変更のご案内

県中都市計画事業 富田第二 土地区画整理事業

「換地処分」公告日 令和6年2月16日

※「換地処分」公告の翌日から新「町界・町名」の効力が発生します。

## ～目次～

- |                        |       |
|------------------------|-------|
| 1 「換地処分」に伴う住所変更について    | P 1   |
| 2 市から発送するものについて        | P 2   |
| 3 土地・建物等の不動産登記について     | P 2   |
| 4 主な住所変更の手続について（市役所）   | P 3～6 |
| 5 主な住所変更の手続について（市役所以外） | P 6～7 |



2024（令和6）年に郡山市は市制施行100周年を迎えます!!

ひらけ 未来へ こおりやま

郡山市

# 1 「換地処分」に伴う住所変更について

## (1) はじめに

富田第二土地区画整理事業は、令和6年2月16日（金）に「換地処分」の公告を予定しており、この翌日から地区内の地番等が変更されます。

このことに伴い、住所や本籍、法人等の所在地、土地・建物の表し方が変更され、みなさまに変更手続きを行っていただくものがあります。代表的なものをご案内いたしますので、ご自身の該当する項目をご確認いただき、住所変更に係る手引きとしてご活用ください。

この手引きに記載されている以外にも、住所変更の手続きが必要な場合がありますので、ご自身が契約を結ばれている各機関にご確認の上、所定の手続きをお願いします。

## (2) 実施日について

「換地処分」の公告日の翌日から地番等が変更になります。

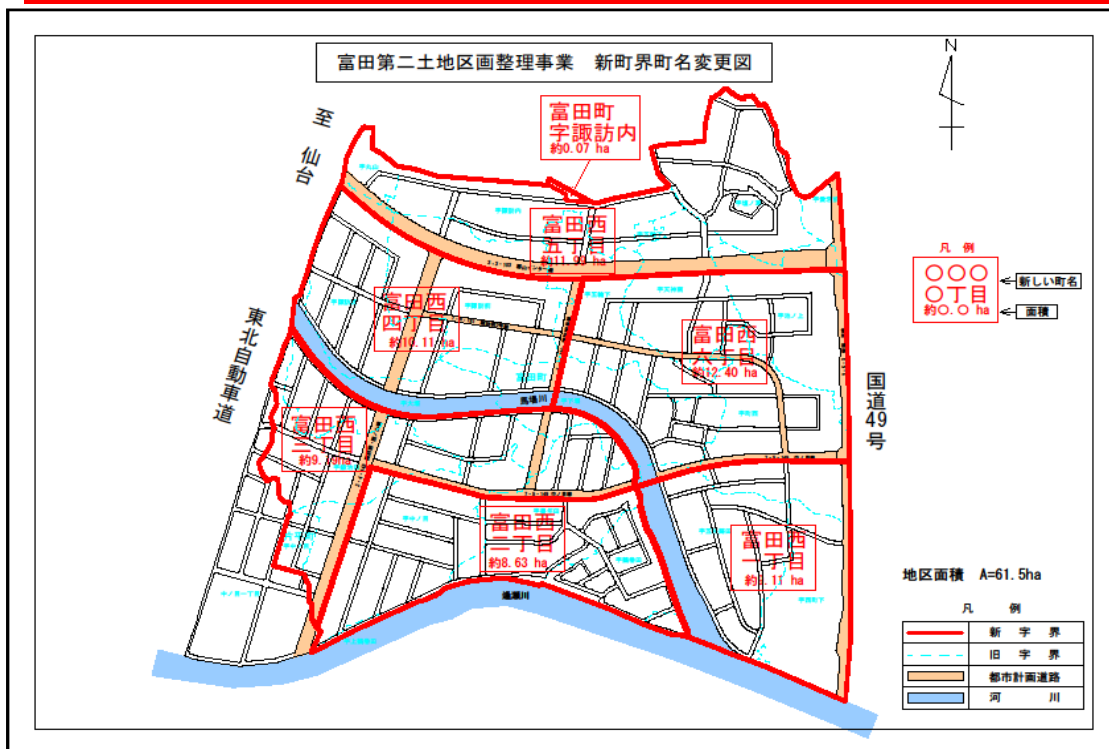
※「換地処分」の公告は令和6年2月16日（金）を予定していますので、その場合は、令和6年2月19日（月）から住所等の変更手続きを行うことができます。**※手続き窓口の開設日時に注意してください。**

## (3) 新しい住所の表し方

「換地処分」の公告日の翌日以降は、新番地（富田西〇丁目〇〇番地）で住所を表します。

新住所変更に関する詳細については、この冊子をご覧ください。

## (4) 新「町界町名」図と郵便番号



### 郵便番号一覧

郡山市富田西	全て	963-8048	郡山市富田町字諏訪内	963-8041
※富田町字諏訪内は変更ありません。				

## 2 市から発送するもの

※以下記載のない市外局番は「024」です。

### (1) 今回お届けしたもの

お届けしたもの	説明	問合せ先
「換地処分」の公告予定日のお知らせ	「換地処分」の公告予定日を掲載しています。	区画整理課 Tel924-2341
「換地処分」に伴う住所変更のご案内	この冊子です。	

### (2) 「換地処分」の公告日の翌日以降（令和6年2月中を予定）にお届けするもの

お届けするもの	説明	問合せ先
土地区画整理に伴う住所の字名・地番変更について（お知らせ）	住所の変更をお知らせする通知です。	市民課 Tel924-2131
本籍の更正について	本籍の更正をお知らせする通知です。	
新住所のお知らせ用はがき	新しい住所をご親戚やお知り合い、取引先などにお知らせするためのもので、日本郵便株式会社が発行する無料のはがきです。 1世帯につき50枚送付します。	郡山郵便局 Tel0570-943-784

※「換地処分」の公告日の翌日以降は、この他にも区画整理登記完了に伴う登記の停止（以下「登記停止」）期間の解除の通知や、清算金の権利者決定後の諸通知等を順次、発送させていただきます。  
権利者の住所・所有権等の移動がありましたら、区画整理課にご連絡ください。

※住所変更に関する証明書が必要な場合は、申請により下表の窓口において無料で証明書（町名地番変更証明を交付します。

住所等	申請者	交付窓口	必要書類
現在生活している住所（住民票の住所）	個人	市民課（西庁舎1階）、郡山市民サービスセンター、緑ヶ丘市民サービスセンター、各行政センター	-
上記以外の地番（駐車場等）、事務所の所在地	個人、法人	区画整理課（本庁舎3階） Tel924-2341	窓口申請者の身分証明書

## 3 土地・建物等の不動産登記について

土地・建物登記の表題部（所在・地番・地積等）は法務局で変更されますが、登記名義人（所有者）の住所変更は、登記名義人の申請に基づくものであるため、施行者（郡山市）で書き換えることはできません。  
登記名義人ご本人で、登記停止期間終了後に変更手続きを行ってください。

(1) 「換地処分」の公告日の翌日から登記が完了するまでの約1年間は、登記停止期間となり土地・建物の登記は出来なくなります。

登記停止期間の解除については、解除日の決定後に別途通知します。

- (2) 所有権等の登記名義人の住所は、上記(1)の登記停止期間終了後に不動産を管轄する法務局で変更手続きをお願いします。
- (3) 変更登記申請は、後日発行の住所変更に関する証明書（法人の場合は所在地番変更に関する証明書）を添付すれば登録免許税が非課税になります（登録免許税法第5条第5項）。

## 4 主な住所変更手続きについて（市役所）

「換地処分」の公告日の翌日以降に、市役所で行う**主な**住所変更手続きの一覧を掲載します。ご自身の該当する項目をご確認ください。ただし、手続きの全てを網羅している訳ではありません。ご了承ください。

必要書類や受付時間につきましても、内容等により異なる場合がございます。また、本人以外が手続する場合は、定型の委任状等が必要となる場合がありますので、不明な点がある場合や詳細については、必要に応じて届出・問合せ先にお問合せください。また、以下QRコードから混雑状況等を確認できます。

市民課窓口



行政センター窓口



マイナンバー  
カードセンター



<input checked="" type="checkbox"/>	手続きするもの	変更箇所	届出・問合せ先	手続きの時期	必要書類
-------------------------------------	---------	------	---------	--------	------

### 住民登録・戸籍等

<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード 電子証明書（公的個人認証）	住所	マイナンバー活用課 Tel.924-2130 各行政センター	変更後 すみやかに	マイナンバーカード
<input type="checkbox"/>	写真付住民基本台帳カード (マイナンバーに切り替えていない方)		市民課 Tel.924-2131		写真付住民基本台帳カード
<input type="checkbox"/>	在留カード、 特別永住者証明書		各行政センター		在留カード
	戸籍	本籍	市民課 Tel.924-2131	市で書き換えるため手続きは不要です。	
	住民票 印鑑登録 戸籍の附票	住所			

### 福祉に関すること

<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳	住所	障がい福祉課 Tel.924-2381	変更後 すみやかに	当該手帳
<input type="checkbox"/>	療育手帳				当該手帳
<input type="checkbox"/>	各受給者証				当該受給者証
<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当				証書

<input checked="" type="checkbox"/>	手続きするもの	変更箇所	届出・問合せ先	手続きの時期	必要書類
-------------------------------------	---------	------	---------	--------	------

### 福祉に関すること

<input type="checkbox"/>	戦傷病者手帳	住所	保健福祉総務課 Tel924-3822	必要な時	手帳 印鑑（認印可）
<input type="checkbox"/>	精神障害者保健福祉手帳		保健所 保健・感染症課 Tel924-2163	変更後 すみやかに	当該手帳 印鑑（認印可）
<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証 （精神通院）				
<input type="checkbox"/>	小児慢性特定疾病 医療受給者証		子育て給付課 Tel924-3691	受給者証	

### 固定資産税に関すること

	固定資産課税台帳	住所	資産税課 Tel924-2091	市で書き換えるため手続きは不要です。
--	----------	----	---------------------	--------------------

### 国民健康保険・後期高齢者医療保険

	国民健康保険 ①被保険者証 ②高齢受給者証 ③限度額適用認定証	住所	国民健康保険課 Tel924-2141 各行政センター	従前のものをそのままご利用になれます。差替えをご希望の方は、窓口へ届出をお願いします。
	後期高齢者医療保険 ①被保険者証 ②特定疾病療養受療証 ③限度額適用認定証	住所	国民健康保険課 後期高齢者医療係 Tel924-2146 各行政センター	従前のものをそのままご利用になれます。差替えをご希望の方は、窓口へ届出をお願いします。

### 介護保険に関すること

	介護保険 ①被保険者証 ②負担割合証 ③負担限度額認定証	住所	介護保険課 Tel924-3021	従前のものをそのままご利用になれます。差替えをご希望の方は、窓口へ届出をお願いします。
--	---------------------------------------	----	----------------------	---

### 子育てに関すること

<input type="checkbox"/>	こども医療費受給者証	住所	子育て給付課 給付係 Tel924-2411	変更後 すみやかに	なし
--------------------------	------------	----	---------------------------	--------------	----

### 上下水道に関すること

	上下水道、簡易水道 に関すること	住所	上下水道局 お客様サービス課 Tel932-7666	市で書き換えるため手続きは不要です。
--	---------------------	----	----------------------------------	--------------------

<input checked="" type="checkbox"/>	手続きするもの	変更箇所	届出・問合せ先	手続きの時期	必要書類
-------------------------------------	---------	------	---------	--------	------

### その他

<input type="checkbox"/>	選挙人名簿	住所	選挙管理委員会 事務局 Tel924-2461	市で書き換えるため手続きは不要です。
<input type="checkbox"/>	家庭ゴミ、資源物の収集	収集	5 R 推進課 Tel924-2181	変更ありません。
<input type="checkbox"/>	小・中学校の通学区域	通学	学校教育推進課 Tel924-2431	変更ありません。

### 法人等の手続き

<input type="checkbox"/>	法人の本店、支店の所在地 変更	所在地	郡山市 市民税課 Tel924-2081	変更後 すみやかに	法人の異動（変更） 届出書 区画整理課への申請 により発行される町名 地番変更証明書
<input type="checkbox"/>	理容所、美容所、食品営業 許可所等の所在地		郡山市 保健所生活衛生課 Tel924-2157	変更後 すみやかに	各変更届 （添付書類要確認）
<input type="checkbox"/>	クリーニング店の所在地				
<input type="checkbox"/>	動物取扱業者等の所在地				
<input type="checkbox"/>	障害福祉サービス事業所の 所在地	住所	郡山市 障がい福祉課 Tel924-2381	変更後 10日以内	変更届出書 （添付書類要確認）
<input type="checkbox"/>	障害福祉サービス事業所の 管理者等の住所				
<input type="checkbox"/>	介護保険サービス事業所の 所在地	所在地	郡山市 介護保険課 Tel924-3021	変更後 10日以内	変更届出書 （添付書類要確認）
<input type="checkbox"/>	介護保険サービス事業所の 管理者等の住所				
<input type="checkbox"/>	医療機関、薬局、医薬品販 売業など医療関係の届出を している事業者（施術所等 を含む）	所在地	郡山市 保健所総務課 Tel924-2120  ※保険医療機関・保 険薬局の場合は、東 北厚生局福島事務所 Tel024-503-5030	変更後 すみやかに	変更届出書 （添付書類要確認）

<input checked="" type="checkbox"/>	手続きするもの	変更箇所	届出・問合せ先	手続きの時期	必要書類
<input type="checkbox"/>	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出事業所の所在地	所在地	郡山市 環境保全センター Tel.923-3400	変更後 30日以内	変更届出書
<input type="checkbox"/>	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出事業所の届出者の住所	住所			

## 5 主な住所変更手続きについて（市役所以外）

「換地処分」の公告日の翌日以降に、市役所以外で行う**主な**住所変更手続きの一覧を掲載します。ご自身の該当する項目をご確認ください。ただし、手続きの全てを網羅している訳ではないので、ご了承ください。

必要書類や受付時間につきましても、内容等により異なる場合がございます。また、本人以外が手続する場合は、定型の委任状等が必要となる場合がありますので、不明な点がある場合や詳細については、必要に応じて届出・問合せ先にお問合せください。

<input checked="" type="checkbox"/>	手続きするもの	変更箇所	届出・問合せ先	手続きの時期	必要書類
<b>自動車関連の手続き</b>					
<input type="checkbox"/>	自動車運転免許証	住所	郡山運転免許センター Tel.961-2100 郡山北警察署 Tel.911-0110	変更後 すみやかに	自動車運転免許証 市民課から送付される住所・本籍の変更通知書
<input type="checkbox"/>	[普通自動車・小型二輪] 自動車検査証（車検証）  [軽二輪] 軽自動車届出済証 (125cc以上250cc以下の自動二輪)		東北運輸局 福島運輸支局本庁舎 ヘルプデスク Tel.050-5540-2015		自動車検査証又は軽自動車届出済書 市民課から送付される住所・本籍の変更通知書
<input type="checkbox"/>	[軽自動車] 自動車検査証（車検証）		軽自動車検査協会 福島事務所 コールセンター Tel.050-3816-1837		自動車検査証 市民課から送付される住所・本籍の変更通知書

### 法務局での手続き

<input type="checkbox"/>	不動産登記簿 (土地・建物等の所有者、 抵当権・地上権等権利者)	住所	福島地方法務局 郡山支局 Tel.962-4500	<b>登記停止期間終了後</b> に変更手続きを行ってください。
--------------------------	--	----	---------------------------------	----------------------------------

<input checked="" type="checkbox"/>	手続きするもの	変更箇所	届出・問合せ先	手続きの時期	必要書類
-------------------------------------	---------	------	---------	--------	------

### 恩給

<input checked="" type="checkbox"/>	恩給	住所	総務省政策統括官 (恩給担当) 恩給相談室 TEL03-5273-1400		自動的に住所が変更されるため、手続きは不要です。 ただし、住民基本台帳による住所と異なる住所を送付先としている方は手続きが必要となります。 手続きが必要か確認される場合は、左記へお問い合わせください。
-------------------------------------	----	----	--	--	--

### 社会保険関係の手続き

<input type="checkbox"/>	国民年金・厚生年金の受給者	住所	日本年金機構 郡山年金事務所 TEL932-3434		自動的に住所が変更されるため、手続きは不要です。 ただし、住民基本台帳による年金の住所更新を停止する申出をされた方など、住所変更が必要な方もいます。 手続きが必要か確認される場合は、左記へお問い合わせください。
<input type="checkbox"/>	共済年金や各年金基金の受給者	住所			それぞれの機関にお問い合わせください。
<input type="checkbox"/>	厚生年金、健康保険、共済組合の被保険者及びその扶養に入っている配偶者	住所			各勤務先に直接お問い合わせください。
<input checked="" type="checkbox"/>	国民年金第1号被保険者(自営業・学生等)	住所			特に手続きの必要はありません。

### その他の手続き

<input type="checkbox"/>	私立や市外の小・中学校、高校、幼稚園など	住所			各学校、保育施設、事業所等に直接お問い合わせください。
<input type="checkbox"/>	電力・電話・ガス・インターネット等会社				
<input type="checkbox"/>	預金通帳・クレジット・キャッシュカード等				
<input type="checkbox"/>	生命保険・損害保険・自動車保険等				
<input type="checkbox"/>	各種許可証 など				

### 法人等の手続き

<input type="checkbox"/>	会社等の本店・支店及び代表者の住所	住所	福島地方法務局 法人登記部門 TEL024-534-1904	本店 2週間以内 支店 3週間以内 (登録免許税免除) (郵送申請可)	登記申請書 市民課から送付される住所・本籍の変更通知書 法務局登録印 委任状(代理の場合)
--------------------------	-------------------	----	--------------------------------------	--	--



メ モ

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号  
郡山市役所 本庁舎 3階  
**郡山市都市構想部区画整理課整備係**  
電話 024-924-2341



令和6年1月発行（第2版：令和6年4月）